

武蔵野市地域防災計画修正に係る東京都意見照会結果等の取り扱いについて

【資料1-1】

【東京都意見照会結果及び市の対応】

| 番号 | 編・項目  | 頁             | 東京都意見  | 都担当局（庁）          | 市の対応  |
|----|---|---------------|--|------------------|---|
|    | 本冊  |               |  |                  |   |
| 1  | 第6章 医療救護等対策【応急対策】第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 第3節 検視・検案・身元確認等 2 検視・検案に関する機関別活動内容 | 震一330         | ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずるとあるを<br>○ 検視班は、関係法令及び警視庁の内規に従って、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずると表記する。<br>当庁鑑識課に確認したところ上記表記が、妥当であるとの回答を得た。 | 警視庁              | 記載のとおり修正します。  |
| 2  | 第4章 自治と連携による応急対応力の強化<br>【応急対策】第2節 消火・救助・救急活動                                    | 震231          | 令和4年10月1日より初動態勢の項目及び活動態勢に変更があったため、要記載変更。<br>変更箇所については以下のとおり<br>①震災配備態勢→震災第一配備態勢 震度5弱→5強<br>②震災非常配備態勢→震災第二非常配備態勢 震度5強→6弱  | 東京消防庁            | ご指摘のとおり修正します。   |
| 3  | 第1章 市等の基本的責務と役割<br>第2節 市・都及び防災機関の役割   | 震-44<br>震-481 | 武蔵野市民防災協会が防災トイレを設置するとあるが、公園に保管している防災トイレ設置までの流れ(フロー)を具体化してほしい。  | 建設局<br>西部公園緑地事務所 | フローについては、別にマニュアルや手引きとして作成予定です。調整中の事項もあるため、本計画には記載せず、マニュアル等が作成されましたらその旨を計画に記載したいと思います。 |
| 4  | 第2 情報収集・連携手段の拡充整備   | 震-249         | 本所に設置してあるMCA無線の活用方法について「連絡強化をはかる」のみしか記載されていないが、連絡する内容について具体化してほしい。   | 建設局<br>西部公園緑地事務所 | 広域避難場所としての運用調整のため設置しておりますが、連絡事項については、継走訓練等の中で具体化してまいります。                              |
| 5  | 2 災害用トイレの整備の充実  | 震-476         | 「市は、災害用トイレの設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。」について、役割分担について詳細を盛り込んでほしい。   | 建設局<br>西部公園緑地事務所 | 現在、設置体制・維持管理方法を市内部で調整中のため、本計画期間中に貴所とも協議させていただき、次回計画に反映させます。                           |
| 6  | 震災編 第3部 施策ごとの具体的計画<br>第8章 避難者対策【予防対策】<br>第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）             | 震-372         | 個別避難計画に関して、地域防災計画において定める必須事項の項目のみを記載いただいておりますが、各項目について、避難行動要支援者名簿のように具体的な取組を記載することをご検討ください。  | 福祉保健局            | 個別避難計画の取り扱いについては、庁内検討中のため、本計画中に確定させ、次回計画に反映させます。                                      |
| 7  |   |               | 水防活動等を実施した場合は、都水防計画に定める報告系統、様式にて報告を頂くこととなりますので、記載をご検討願います。（都水防計画第8章をご参照ください。）  | 建設局<br>河川部       | 風一38に都への水防活動報告書を提出する旨、記載します。  |